

「仕事と育児を両立する社員を積極的にサポートします」

社長からのメッセージ

出産や育児などで退職することなく、キャリアを継続できるようにするため、また、仕事と家庭の両立を目指すために、育児休業制度は重要な制度です。育児休業を取得したいと望む人が、当たり前のように取得することができる会社になりたいと本気で考えています。育児休業は、原則子どもが1歳になるまで取得できる制度です。夫婦で協力して育児をする為に積極的に取得しましょう。

【目標:男性の育児休業・出生時育児休業取得率 25%以上、女性の育児休業取得率 80%以上】

● 育児休業は性別を問わず取得できます。

- ① 対象者 労働者（夫婦同時に取得できます）。

有期契約労働者の方は、申出時点で、子が1歳6月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。

- ② 期間 原則、子どもが1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間の労働者が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子どもが1歳2ヶ月に達するまで、出産日と産後休業期間と育児休業期間（出生時育児休業を含む）を合計して1年以内の休業が可能です。

保育所等に入所できないなどの理由がある場合は、最長子供が2歳に達する日（2歳の誕生日の前日）まで延長が可能です。

- ③ 申出期限 原則休業の1ヶ月前までに、総務部に申し出てください。

- ④ 分割取得 2回まで分割して取得ができます。

● 出生時育児休業（産後パパ育休）は、男性の育休取得を促進する制度です。

- ① 対象者 男性労働者。有期契約労働者の方は、申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して、6ヶ月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。

- ② 期間 子どもの出生後8週間以内に4週間までの間で労働者が希望する期間。

- ③ 申出期限 原則休業の2週間前までに総務部に申し出てください。

- ④ 分割取得 分割して2回取得可能（まとめて申し出ることが必要）。